

令和3年3月からこちらのポスター・ステッカーを掲示している医療機関・薬局で マイナンバーカードを保険証として利用できるようになります

● ポスター 院内に掲示



● ステッカー 受付や入口に掲示



被保険者様は、ポスター・ステッカーの有無によって、ご利用になる医療機関・薬局で
マイナンバーカードを保険証として利用できるかどうかを確認することが出来ます。

※利用できる医療機関・薬局は順次拡大予定です。

※利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省のホームページで公表予定です。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルからその利用の申し込みをする必要がありますので、詳しくは、https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html を参照してください。
- マイナンバーカードを取得されていない組合員およびその被扶養者のみなさんにおかれましては、マイナンバーカードの交付申請・取得をお願いします。手続きの方法など詳しくは、マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/> をご確認ください。

現時点で全ての医療機関・薬局においてマイナンバーカードを保険証として利用できるものではありませんので、当面の間は組合員証および組合員被扶養者証等をマイナンバーカードと併せて携行するようにしてください。